

第 54 回日本神経眼科学会総会 託児室利用規程

託児室利用に際しましては下記の事項をご確認の上、お申し込みください。

1. 託児室について

- (1). 本託児室は、第 54 回日本神経眼科学会総会から委託を受けた特定非営利活動法人みやぎ子ども文化センター (<http://www.kodomo-bunka.org/>) に属する保育士を配置します。
- (2). 託児室の利用は学会参加者の同伴するお子様に限ります。0 歳～小学校 6 年生程度までのお子様を対象とします。
- (3). 保育士の人数は、概ね 0 歳児は 1 名のお子様に対し保育者 1 名、1 歳児は 2 名に対し保育者 1 名、2 歳児以上のお子様には 3 名に対し保育者 1 名を配置します。

2. 料金について

無料

3. ご利用にあたって

- (1). 事前に申込みされた方でも、お子様が病気の場合には原則としてお預かりできません。軽微な疾病、回復期にあるお子様につきましては、保育士との相談により判断することとします。
- (2). お子様の昼食は、保護者の方とご一緒にお取り頂くことも、託児室にて保育士が差し上げることも可能です。
また、投薬される場合は保護者の責任で行ってください(保育士は原則として投薬いたしません)。
- (3). 当日は、お子様の着替え(紙おむつ等)、食事(乳児は哺乳瓶・ミルク等)、飲み物、おやつをご持参ください。
託児室にはおもちゃ、水、お湯を用意しております。
- (4). お迎えは原則としてお預け時と同じ方をお願いいたします。代理の方へのお引き渡しをご希望の場合は、受付時にお申し出ください。もし異なる場合には、身分証明書の提示をお願いする事がございます。
- (5). 事故等が起こらないよう最大限の努力は払いますが、不測の事態に対しては、保護者が迅速に対応することを前提としています。そのため、当日の緊急連絡先(携帯電話番号)は必ず託児室利用申込書に記入してください。また、託児中は開催会場から外出しないでください。
- (6). 託児中、万一事故が起きた場合は、みやぎ子ども文化センターが加入する賠償責任保険の範囲内で補償されますが、当該限度額を超える損害等については、第 54 回日本神経眼科学会総会及びみやぎ子ども文化センターでは責任を負いかねますので、ご了承ください。